

渥制等に給付して収領し回国せしむ、とあり。欽遵して領受し施行するの外、理として合に咨して知会を請うべし。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

宣徳六年（一四三一）九月初六日

咨

一起三隻 正通事林喜 表を齎す

荒字号船 硫黄一万斤・馬五匹

永字号船 馬二十五匹

義字号船 馬二十五匹

注* 『明実録』宣徳七年三月己巳・丙子・甲申の条に漫泰来結制の入貢、同年六月甲午・乙巳の条に南者結制の入貢の記事があり、また同年六月辛丑・甲寅の条に歩馬結制の入貢の記事もある。

(1) 正旦令節 正月に百官が朝賀する儀式。

(2) 貢具 船上で用いる器具（『清代六部成語詞典』天津人民出版社、一九九〇年）。楨具・楨棋も同じ。

(3) 林喜 久米村林氏の元祖。もと福建福州府閩県林浦の人と伝える（『家譜（二）』九一七頁）。

1-16-18

国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、海船の修理を請う事、
謝恩船の遭難の事の咨（一四三一、九、六）

琉球国中山王尚（巴志）、進貢等の事の為にす。

今、各件の合に行うべき事理を將て開坐し移咨す。施行せよ。

須らく咨に至るべき者なり。

計六件、三件は前に在り

一起 三隻船

天字号船 硫黄五千斤 馬一十五匹
通事李同保

安字号船 馬二十五匹 通事馬俊

地字号船 硫黄一万斤 馬一十五匹
通事陳康

一件、進貢の事。今、使者阿蒲察都等を遣わし、使者阿普尼是等と与同に、共に表文一通を齎捧し、及び天字等号海船三隻に坐駕し、馬五十五匹・硫黄一万五千斤を装載し、京に赴き進貢せしむ。咨して施行を請う。

一件、船隻の事。近ごろ、使者阿普尼是等の告に拠るに称すらく、今駕去せる安字号海船一隻、宣徳五年（一四三〇）の間、欽依して、原福建鎮東衛にて撥与せる船隻に係わり、往来進貢するを蒙る。切に見るに、本船は、海道を経渉し、多く海虫の蛀損を被る。船身は漏水し、並びに楨具は俱に各々損壞す。告して施行

を乞う、と。此れを得て参照するに、小邦の料力贍^{おほ}からず。合に咨して題奏を為すを乞うべし。官、為に修理し堅固ならしめ、回国して以て下年の往来輸貢に応ずれば便益ならん。

一件、遭風の船隻の事。使者阿蒲察都等の告に拠るに称すらく、宣徳六年三月十九日、本国の差同^{さどう}の使者由南結制等と一緒に、各々洪・恭・盤字号海船三隻を駕し、各々貢物を載せ、共に表文一通を齎^こ捧^こして京^{きやう}に赴き謝恩す。所有の洪・恭字号海船二隻は已に先行開洋するを除くの外、切に、盤字号海船一隻を領駕し、馬二十四・硫黄一万斤を装載するも、本船は駕して本国の港口辺に至り、悪風に遭うに縁^より、船隻整理するも、船上の楨^{てい}楨^{てい}打破し、沈没して、貢物は損壞し存する無し。及び原差同^{げんさどう}せる通事梁密祖身故す。告して施行を乞う、と。此れを得て、参照し、審覆するに、是実なるを除くの外、理として合に咨して知会を請うべし。施行せよ。

右、礼部に咨す

宣徳六年（一四三二）九月初六日

咨

注*『明実録』宣徳七年十二月庚寅・癸卯の条に阿普尼是の入貢、宣徳八年二月庚子、三月丁巳の条に阿蒲察都および魏古渥制の入貢の記事がある。阿蒲察都・李同保の乗船天字号船は出発が遅れ宣徳七年となった可能性がある（二六一二）参照。

- (1) 三件：在り 他の件については別の咨文にあるとの意か。
- (2) 陳康 久米村陳氏の元祖（『家譜（二）』四八六頁）。
- (3) 鎮東衛 福州府福清県にある。
- (4) 料力 もとで。資材。
- (5) 差同 『歴代宝案』では、同じ時に別船で派遣される場合かいう。

(6) 京に赴き謝恩す この時の礼部への咨文が（二六一三）。

(7) 原差同せる通事 原は本来の意。ここでは、この度差^さわされた同行の通事、の意。

(8) 梁密祖 宣徳四年、山南王他魯毎の通事として明に入朝した（『明実録』宣徳四年四月辛丑、五月丁巳の条）。久米村の呉江梁氏の家譜には梁密祖とある（『家譜（二）』七五三頁）。

1-16-19

国王尚巴志より礼部あて、福建出身の火長の帰国を請う咨

（一四三一、九、六）

琉球国中山王尚（巴志）、還郷の事の為にす。

近ごろ火長潘仲孫の告に拠るに称すらく、年八十一歳なり。原^{もと}福建福州府長樂^{ちやうらく}県十八都の民に係わる。洪武二十三年（二三九〇）に梢水^{せうすい}に欽報^{ちんぽう}せられ、通年、船を駕し往来進貢す。永樂三年（一四〇五）に至り、火長の身役を受くるを蒙り、今に徑^{たて}り年老い、船隻を駕使するに力無し。原籍に回^{かえ}り住坐せんと欲す。告して施行を乞う、と。此れを得て参照するに、本人は是れ欽報の人数に